

# 「市内中小企業の販路開拓と神戸ブランドの創出に向けたロードマップ等作成業務」

## 委託事業者の募集要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務の名称

市内中小企業の販路開拓と神戸ブランドの創出に向けたロードマップ等作成業務

#### (2) 業務目的

当財団では、平成 19 年度から神戸セレクション事業として、神戸らしいおしゃれで質の高い商品を公募し、各地の百貨店やインターネット上のショッピングモールで展示・販売会等を実施する事により、市内中小企業等の販路開拓拡大と新たな神戸ブランドの創出を目指してきた。

事業開始後 15 年が経過し、選定商品は約 800 商品となったが、審査基準や選定方法、支援内容等、様々な課題も抱えることとなった。

そこで、本業務ではこれまでの神戸セレクション事業を見直すことを前提とし、これまで当事業が目指してきた市内中小企業の販路開拓支援と神戸ブランドの創出に向け、新たな事業を立ち上げることを想定したロードマップ（長期展望）及び具体的な中期的な事業実施計画を作成し、計画の一部については、今年度中に実施することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別途、業務委託仕様書による。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

#### (5) 契約上限額

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (6) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当財団は契約金額以外の費用を負担しない。

### 2. 事業者選定スケジュール

令和 4 年 4 月 12 日	公募開始
令和 4 年 4 月 19 日	質問受付締め切り
令和 4 年 4 月 21 日	質問回答締め切り（予定）
令和 4 年 4 月 28 日	企画提案書締め切り
令和 4 年 5 月上旬	選定委員会の実施（予定）
令和 4 年 5 月上旬	選定結果の通知・公表（予定）

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

当財団と受託者で委託契約を締結する。契約内容は当財団と協議のうえ、仕様書及び企画提

案書に基づき決定する。(当財団は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当財団の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (7) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (8) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

#### 5. 応募手続き等に関する事項

(1) 応募書類の提出

① 受付期間

令和4年4月12日から令和4年4月28日午後5時まで

② 提出書類

- ・提案申請書(様式1)
- ・企画提案書(様式自由)
- ・見積書及び積算根拠となる明細書(様式自由)

- ・企業、団体等の概要がわかる資料
- ・共同企業体結成届出書（様式2）  
※共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。
- ・法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）
- ・法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）

③ 提出部数

企画提案書6部、それ以外の書類は各1部

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和4年4月12日から令和4年4月18日午後5時まで

② 提出方法

質問票(様式3)に質問を記入し、担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

電子メールのタイトルは必ず「市内中小企業の販路開拓と神戸ブランドの創出に向けたロードマップ等作成業務に関する質問」とすること。

③ 回答方法

質問者に回答の上、当財団ホームページにおいて回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。

④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

## 6. 企画提案書・見積書の提出

### (1) 企画提案書の提出【6部及び電子データ(PDF)】

企画提案書では、下記の項目を必ず記載すること。なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を行うことは可とする。

① 業務実施体制

- ・業務責任者、業務担当者等、業務実施体制について記載すること。

② 業務実績

- ・担当予定の業務責任者、業務担当者の経歴及び有する資格を記載すること。また、業務実施体制に記載された業務責任者、業務担当者が過去に従事した過去5年以内の「同種又は類似業務」の実績を記載すること。

③ 提案内容

- ・企画提案書は、簡潔にまとめるとともに、目次及びページ番号を付すること。
- ・本業務実施の具体的な提案と本業務の実施に対する方針・考え方等を提案すること。
- ・業務の実施手法について具体的に記載すること。

### (2) 見積書及びその内訳書の提出【1部】

様式は自由であるが、用紙サイズはA4とすること。また、見積書には積算根拠を示した内訳書を添付すること。

## 7. 選定方法及び結果の通知

### (1) 提案選考委員会の実施

本企画提案の審査については、「市内中小企業の販路開拓と神戸ブランドの創出に向けたロードマップ等作成業務」委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。

①日時：令和4年5月上旬（予定）

②場所：神戸市産業振興センター6階

③内容：企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答  
（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度、計30分を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、実施方法など詳細については、後日当財団から連絡する。

### (2) 選定基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

①業務目的及び業務内容の理解度（10点）

②スケジュール、実施手順の妥当性（10点）

③提案内容の実現性（20点）

④提案内容の優位性（50点）

⑤価格点（10点）

価格点は10点満点とし、以下の式により事務局が算出（小数点以下第1位は四捨五入）。

価格点（10点満点）＝10×（最低見積価格÷見積価格）

### (3) 注意事項

①評価店の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。

企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

②委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。

③委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル募集要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

### (4) 選定結果の通知・公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当財団ホームページで公表する。当財団ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

## 8. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。

## 9. 担当部署・連絡先

公益財団法人 神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 八木・坊

【所在地】神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階

【電話番号】078-360-3209

【Eメール】business@kobe-ipc.or.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（企画提案書・見積書の提出にあたっては午後4時まで）

※持参による場合は、事前に電話連絡すること

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

審査項目		配点
<b>1 業務目的及び業務内容の理解度</b>		<b>10</b>
	業務の目的、内容を理解した具体的な提案になっているか。	5
	企画提案書の必須記載項目に抜け漏れがない提案になっているか。	5
<b>2 スケジュール、実施手順の妥当性</b>		<b>10</b>
	提案内容を契約期間内に履行できるスケジュールになっているか。	10
<b>3 提案内容の実現性</b>		<b>20</b>
	提案内容を実現する手法が、合理的かつ適切な手法か。	10
	事業内容や信頼性の点において受託者として問題はないか。	10
<b>4 提案内容の優位性</b>		<b>50</b>
	提案内容を実施することで目的を達成できることが明確になっているか。	10
	神戸のポテンシャルを生かせる提案になっているか。	10
	本業務に対する考え方、実施内容が具体的かつ明確になっているか。	10
	提案内容を実現するため、専門性を有した適切な実施体制(人員)を有しているか。	10
	成果物のイメージは妥当か。	10
<b>5 価格点</b>		<b>10</b>
提案額の適正さ	価格点=10 点満点×(最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	10
		<b>100</b>